

第71回日本小児保健協会学術集会 シンポジウム10

「公的健診での保護者に寄り添う子育て支援」

心理職の立場から

吉田 弘道 (専修大学名誉教授)

はじめに

公的乳幼児健康診査（以下乳幼児健診）において、心理職は1歳半健診と3歳児健診に参加している。本発表では、3歳児健診を取り上げ、健診時の心理相談と経過観察の現状について報告するとともに、保護者に寄り添うために必要な心理支援として、健診時に行われる心理相談、健診終了直後のカンファレンス、健診の後日に行われる経過観察について述べる。特に、心理相談については、保護者の不安を軽減し、かつ子どもの成長を促すために必要な、相談する際のポイントを提示する。

1. 乳幼児健診における心理相談の現状

乳幼児健診における心理職の活動は、健診時の「心理相談」と健診終了直後の「カンファレンス」、そして、健診後の「経過観察」である。この3つが十分に機能して初めて、健診において保護者に寄り添う心理支援ができるといえる。

(1) 心理相談

心理相談には、身体健診の際に医師から勧められた者、問診票を見た保健師から心理相談を受けた方がよいと判断された者、そして、心理相談を自ら希望している者が紹介されてくる。平成22年度（2010年度）から令和4年度（2022年度）までの東京都の資料¹⁻³⁾に基づいて心理相談について確認すると、健診当日に心理相談を受けた受診者は、健診受診者全体の約10.3%から12.4%である。この数値は、13年間の中で

大きく変化していない。心理相談の内容は、令和4年度の統計資料では、「行動・性格の問題」、「ことばの問題」、「社会性の問題」が上位にある。「行動・性格の問題」とは、落ち着きがない、乱暴する、などの問題である。「ことばの問題」とは、発語が年齢相応ではなく少ない、吃音、発音の問題などである。「ことばの問題」の中には、精神発達の問題が隠されている場合があるが、知的能力の発達や遊びの発達状態などについて詳しく調べて確認されるまでは「精神発達の問題」とされないことが多い。「社会性の問題」とは、集団行動ができない、同年齢の子どもたちと遊べない、などである。この上位にある3つの項目は、発達において近い領域にあるので、3つの問題を重ねて持っている子どももいる。さらに、この3つの項目の数値は、平成22年度（2010年度）と比べると増えている。

他に心理相談の内容として多いのは、「養育者の問題」である。平成26年度まではこの「養育者の問題」が、「社会性の問題」よりも多かった時期が続いていたが、その後は減少している。「養育者の問題」とは、子育てにともなう不安、母親自身の心身の不調、虐待の疑い、などである。この「養育者の問題」が減少していることは、喜ばしいことかもしれない。

(2) カンファレンス

カンファレンスでは、健診の中で話された心理相談の内容を保健師と共有する。その上で、必要であれば該当する親子の家庭訪問を依頼したり、相談を依頼できる地域の他機関について検討したりする。さらに、健診後の経過観察の日程を決めたりする。このカン

表1 乳幼児健診における心理相談のポイント

1. 子ども理解	生育歴や、言葉の発達状態、遊びの発達状態、友達関係、生活環境などについて保護者から得た情報と、子どもの観察から得た情報を統合して、子どもの心理発達の程度や、行動特徴の持っている意味を、発達の流れの中で理解する。
2. 対応方法の相談・提示・紹介	「1. 子ども理解」において理解された事柄に基づいて、発達支援や、行動の改善につながるような、家庭における対応方法について保護者と一緒に話し合った上で、適切な対応方法を提示・紹介する。そして、対応方法について、「このやり方を行っていくことにしましょう」と方針を決める。
3. 対応すると見えてくる子どもの行動の変化の説明	「2. 対応方法の相談・提示・紹介」において話し合われた対応を子どもに対して継続的に行っていると、子どもに見えてくる行動の変化について、「行動がこのような変わってくるかどうか見ていてください」と説明する。

ファレンスは健診の終了後に行われるので、いつも担当の保健師に残ってもらうことになる。そのため業務の終了が遅くなり迷惑をかけることが多いのであるが、しかし、心理相談の内容を保健師と共有し、保護者に継続して対応していくためには大切な時間である。特に健診にかかわる心理職は健診機関に常駐していないことが多いので、保護者からの問い合わせや連絡があった場合に、保健師に対応していただかなければならないからである。また心理職が常駐していないことと関連して、地域の他機関との連携を考える際に、保健師に動いてもらわなければならない現実的な事情がある。このように、カンファレンスは、保護者に寄り添った支援を継続的に行うために重要である。

(3) 経過観察

健診当日に心理相談を受けた者に対して、後日「経過観察」を行っている。経過観察につながる者は、東京都の平成22年度～令和4年度までの資料では28.5%～37.1%である。また、経過観察の相談項目は、「行動・性格の問題」、「ことばの問題」、「社会性の問題」が上位にある。

「経過観察」を行う理由としては、継続相談が必要な受診者を、地域の教育相談室、小児科クリニック、発達支援センター、療育センターなどの他機関に紹介しているが、他機関が相談を引き受ける余裕がなかったり、心理相談を行っていなかったりすることがあるからである。そのため、経過観察は、保護者に寄り添っ

て、継続的に支援する上で重要な活動となっている。

2. 心理相談のポイント

心理相談の内容は以上示したとおりであるが、心理相談では、①子どものことを理解した後で、②保護者に子どものことを説明して、対応方法について相談した上で、対応方法を提示・紹介する、さらに、③そのような対応をしていると、子どものどこがどのように変わってくるので、行動のこの部分の変化を見てほしい、と伝えることが大切である(表1)。このように伝えることにより、経過観察までの時間を有効に使うことができ、かつ保護者の安心にもつながる。

おわりに

健診における心理相談は、心理面の発達や親子関係の改善につなげることができる貴重な機会である。心理相談の中での的確な子ども理解と、適切な対応方法の提示が、保護者の安心と子どもの発達支援につながることを願っている。

文 献

- 1) 東京都福祉局子供・子育て支援部家庭支援課. 母子保健事業報告年報 平27年度版. 2016
- 2) 東京都福祉局子供・子育て支援部家庭支援課. 母子保健事業報告年報 令和元年版. 2020
- 3) 東京都福祉局子供・子育て支援部家庭支援課. 母子保健事業報告年報 令和5年版. 2024